

酪農学園大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、酪農学園大学(以下「本学」という。)大学院学則に定めるもののほか、本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

学士(農学・食品学・環境学・獣医学・獣医保健看護学)の学位

修士(農学・食品栄養科学・獣医保健看護学)の学位

博士(農学・食品栄養科学・獣医学)の学位

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学群を修了した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができる。

(学位の授与申請)

第4条 前条第4項に規定する者が学位の授与を申請するときは、学位論文ならびに参考論文に、学位論文審査申請書、履歴書および論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 論文審査手数料の額は、別に定める。

3 一旦提出した書類および論文審査手数料は、返付しない。

(学位論文および資料)

第5条 前条第1項の規定により提出する学位論文は、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型または標本等の資料を提出させることができる。

(審査の付託)

第6条 第4条第1項の規定により学位論文の提出があったときは、学長は、研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第7条 研究科委員会は、当該専攻担当および関連専攻担当の研究科委員から3名以上の審査委員を選定して、学位論文の審査を行う。

2 研究科委員会は、審査に必要があるときは、前項の規定にかかわらず当該研究科以外の教員または専門学者を審査委員として加えることができる。

- 3 審査委員のうち1名を主査とする。
- 4 審査委員は、学位論文の審査および最終試験を行う。

(論文審査および最終試験)

第8条 課程を修了する者の学位論文の審査および最終試験は、全て在学期間中に終了するものとする。

- 2 最終試験は、論文の審査終了後、論文を中心として関連のある科目について、口述または筆記によって行うものとする。
- 3 第4条第1項の規定により提出された学位論文の審査および学力試験は、学位論文が提出された日から1年以内に終了するものとする。

(審査の報告)

第9条 審査委員は、学位論文の審査および試験を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって当該研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位論文の審査および試験についての合否を議決する。

- 2 前項の議決には、研究科委員（長期出張中および休職中のものを除く。）の2分の1以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第11条 研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、研究科長は、その氏名、論文審査の要旨、試験の成績および決定の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て、合格と決定した者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

- 2 学位記の授与年月日は、別に定める。

(学位の名称)

第13条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「酪農学園大学」と明記するものとする。

(論文要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および審査結果の要旨を本学が指定するウェブサイトで公表する。

(論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を本学が指定するウェブサイトで公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを本学が指定するウェブサイトで公表する。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 やむを得ない事由がある場合とは、次に掲げる場合である。

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、本学が指定するウェブサイトで公表することができない内容を含む場合
 - (2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えて本学が指定するウェブサイトで公表することができない内容を含む場合
 - (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、本学が指定するウェブサイトでの博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- 4 やむを得ない事由が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、本学が指定するウェブサイトで公表すること。

(博士の学位授与の報告)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、その日から3か月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の取消)

第17条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法によって学位を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、その旨を公表する。

- 2 研究科委員会が前項の決定をする場合は、第10条第2項の規定を適用する。

(学位記および書類の様式等)

第18条 学位記の様式、学位論文審査申請書関係書類の様式およびその提出部数は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、1975（昭和50）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1981（昭和56）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1988（昭和63）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1990（平成2）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1991（平成3）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1991（平成3）年12月12日から施行し、1991（平成3）年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995（平成7）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。
- 2 規程第18条に定める別表第1は、1996（平成8）年度入学生から適用し、1995（平成7）年度以前の入

学生については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 2 規程第2条の規定は、2005（平成17）年度入学者から適用し、2004（平成16）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2009（平成21）年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。
- 2 規程第4条の規定は、2010（平成22）年度入学者から適用し、2009（平成21）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。
- 2 規程第2条の規定および第18条に定める別表第1は、2011（平成23）年度入学者から適用し、2010（平成22）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 2 規程第18条に定める別表第1は、2011（平成23）年度入学者から適用し、2010（平成22）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。